

令和5年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
28	11月14日	11月29日	郵送	総務課
<p>提案内容</p> <p>●筆談用タブレットの導入について 市役所の窓口で筆談用のタブレットを設置してほしい。</p>				
<p>回答内容</p> <p>市役所の窓口では、「耳マーク」や「筆談マーク」を設置し、筆談でのコミュニケーション対応ができることを提示しているとともに、年1回、職員向けに筆談の実技研修を行い、いつでもわかりやすい筆談での対応ができるように努めています。</p> <p>また、窓口で話した職員の声を聴きとりやすい音に変換できる「卓上型対話支援システム機器コミュニケーションモバイル」を福祉課の窓口を設置し、他の窓口にも貸出をして、窓口対応をしております。</p> <p>現在、市では、市民の皆様がより利用しやすい窓口になるよう、デジタルを活用した「書かない窓口」をめざし、窓口の見直しを検討しております。</p> <p>ご提案いただいた筆談用のタブレットについては、耳の聞こえにくい方にどのような対応の方法が良いか、窓口の見直しを進める中で検討したいと思っております。</p> <p>引き続き、市民それぞれに合ったコミュニケーションの方法で丁寧な対応に努めてまいります。</p> <p>なお、耳の聞こえにくい方を対象に、聞こえの程度に合わせ、補聴器の購入費助成などの支援をおこなっておりますので、長寿社会課までご相談ください。</p>				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
29	11月15日	12月4日	メール	生涯学習課
<p>提案内容</p> <p>●公営ジムの設置について 境港市には公営のジム（筋トレ）がないと思われる。今後の健康推進に役立てていくべきであると思う。</p>				
<p>回答内容</p> <p>境港市公営のジム（トレーニング指導等を行うスポーツジム）はございませんが、境港市民体育館の小体育室には、筋トレ等が可能なトレーニング器具を設置しており、開館時間（午前9時～午後10時／水曜日、年末年始を除く。）であれば、いつでもご利用いただけます。1時間当たりの利用料金は、小中学生30円、高校生40円、一般70円とご利用いただきやすい金額となっておりますので、ぜひご利用ください。</p> <p>境港市スポーツ協会（境港市民体育館の指定管理者）のホームページにおいて、小体</p>				

令和5年度 市民の声提案箱 回答

育室のトレーニング器具を掲載しておりますので、ご参考になさってください。

なお、境港市のホームページから上記協会のページには、以下の方法でアクセス可能です。

境港市ホームページトップ→（くらしの情報）文化・スポーツ
→スポーツ→体育施設の使用時間・使用料金
→指定管理施設の問合せ先（<https://www.chukai.ne.jp/~sakaim-sports/>）
敷工程必要になりますが、ご理解のほどよろしく申し上げます。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
30	11月17日	11月29日	メール	子育て支援課

提案内容

●転園規制の見直しについて

母親が産休育休を取得中だと転園は出来ないと市役所で言われた。理由は、赤ちゃんが生まれる事で家庭での環境が変わるから保育園まで変わると子供によくないから…。

たくさんの子供の子育てをし、更に赤ちゃんが生まれる事で子育ては更に大変になる。子供の送り迎えが少しでも近いと楽になる。子育てをする当事者を支援する事が行政の子育て支援なのでは無いか？子育てをする当事者が精神的、物理的に楽になることで余裕ができ子育てにもより良い影響をもたらすとのお考えはないか。

このような転園規制の見直しの検討をお願いしたい。

回答内容

保育園等の利用にあたっては、保護者の方が「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。この「保育を必要とする事由」については、国の法律(子ども・子育て支援法施行規則第1条の5)で定められており、本来は、育児休業中は保育を必要とする事由に該当しませんが、保護者の方が育児休業を取得する時点で、お子さんが既に保育園等を利用しており、在籍している保育園等を引き続き利用する必要があると認められる場合に「保育を必要とする事由」に該当するとされています。(子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第9号)

本市におきましても、保護者の方が育児休業取得時に既に保育園等に在籍しているお子さんについては、お子さんの生活環境の変化を防ぐことを目的とし、在籍している保育園等を継続利用する場合に限り、保育園等の利用を認めております。そのため、育児休業を取得されている場合の転園申込をお受けしておりません。ご理解いただきますよう、お願いいたします。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
----	-----	-----	------	-----

令和5年度 市民の声提案箱 回答

31	11月21日	11月29日 12月6日	郵送	秘書広報課、管理課、 観光振興課、水産商工課
<p>提案内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●松ヶ枝町トイレについて 松ヶ枝町トイレ(女性用、身障者用)にペーパーホルダーを1個ずつ増設してほしい。 ●海岸緑地トイレについて 海岸緑地トイレの多目的トイレのペーパーホルダー1か所増設を要請します。 ●樹木の道路へのはみ出しについて 市内の民家の樹木が側溝へ大きく出ている。道路に出ないように要請してほしい。 ●市長への提言について 10月5日に提言を出しましたが、市長はご覧になりましたか。各担当者の人の回答では市長迄、届いていないと思います。観光都市(境港)のために、私の話も取り入れてください。 				
<p>回答内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松ヶ枝町トイレについて 松ヶ枝町トイレのペーパーホルダーの増設につきましては、観光客などの利用者にご不便をかけないように、これまでも検討いたしました。トイレットペーパーの盗難が後を絶たず、増設することで悪化することが懸念されます。 こうした現状や、トイレ清掃を行っていただいている現場の声を聞いた上で、現在のペーパーホルダーの設置数を増やす考えはございません。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。 ○海岸緑地トイレについて 現在、多目的トイレにはペーパーホルダーを二つ設置し、その横にトイレットペーパーの予備置き場を設置しており、トイレットペーパーの補充を週2回(火、金曜日の午前)の清掃時に行っております。 担当職員の巡回時及び清掃委託事業者の清掃時に予備が全てないという状況は確認していないため、利用に支障がある状況ではないと考えております。 以上のことから、ペーパーホルダーが不足しているとの認識はなく、増設を行うことは考えておりません。 今後も定期的に点検を行い、利用状況を確認し、改善に努めてまいります。 ○樹木の道路へのはみ出しについて 現地を確認したところ、樹木が道路に20cm程度はみ出しておりましたので、ご提案の内容を居住者にお伝えし、次回以降の剪定の際には、道路にはみ出している部分を解 				

令和5年度 市民の声提案箱 回答

消すよう、お願いをしたところであります。

○市長への提言について

市民の皆様からいただいた境港市へのご提案については、すべて担当課を経由して市長が確認しています。回答も同様に担当課が作成し、市長が決裁した後でご提案者に送付しており、前回（10月5日分）のご提案についても例外なく市長が確認、決裁しています。

「市民の声提案箱」には多くの方からご提案をいただいております。その都度、現状や関係者、現場の方の意見等も確認し、総合的に判断した上で市政運営に反映しています。そのため内容によってはご意向に沿えないこともあります。ご理解のほどよろしくお願い致します。